

熊空連第95号
令和4年2月25日

各郡市空手道連盟 会長 様
各 県 連 会 員 様
各 保 護 者 様

熊本県空手道連盟
会 長 森野 修



令和4年度 一般社団法人(予定)熊本県空手道連盟公認審判員義務講習会
及び 監督・コーチ義務講習会(ご案内)

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、県連行事にご支援ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記につきまして下記の通り実施致しますのでご案内致します。この講習会受講は、県・地区・全国審判員令和4年度県連登録を兼ねます。また、県連・九州地区・全国審判更新・受審の義務講習でもあります。4月予定の全国審判審査会更新、新規受審者についてのみこの義務講習料を免除としますが、義務講習会は受講してください。

大会で、監督・コーチにつかれる可能性のある保護者・有段・有級者の方を対象にこの講習会をご案内致します。監督・コーチとして受講された方に、義務講習会終了証を発行いたします。この終了証装着が大会で監督・コーチができる必要条件です。

会場の駐車場は、台数に限りがございます。できるだけ乗り合わせの上ご来場頂きますようお願い申し上げます。

記

- 1) 日 時 : (第1回) 令和4年4月24日(日) 8:30受付
(第2回) 令和4年4月29日(金、祝) 8:30受付
- 2) 場 所 : (第1回) 熊本武道館 ※ 変更の可能性あり、変更の場合は
郡市連盟メールで連絡します。
(第2回) 熊本市総合体育館中体育室
- 3) 内 容 : 09:00 開講式 挨拶(会長 森野)進行(事務局長 宮崎)
09:30 座学(組手・形)(審判部)
11:00 審判ジェスチャー指導
12:00 昼食
13:00 組手審判実技指導
14:30 形審判実技指導並びに四大流派のポイント解説
16:00 閉講式 講評(理事長 西山)
- 4) 受講料
・審判員 5000円(含む令和4年度県連審判登録料)
組手のみ・形のみ、両方いずれも同額
・令和4年度監督及びコーチ(保護者・有段、有級者)
5000円

5) 参加対象者

- ① 県・地区・全国審判員
- ② 大会で道場監督・コーチを務める可能性がある方
(20歳以上の有段者・有級者または保護者)
・審判は終日参加、監督・コーチは午前中のみの参加でも構いません。

6) 申し込み

- ①受講申請書 ②振り込み証(写) ※送金内訳記載がない場合は受付保留です。
- ③新規受講者顔写真データ(40mm x 30mm)(写真裏には氏名を記載願います。)

- 6) ① ② ③をHP投稿する。締め切り 3月24日(木)
・写真データが送れない場合は、下記に郵送してください。締め切り 上同日

<写真のみの郵送先>

住所〒860-0078 熊本市中央区京町2-3-6 益田安志事務局次長 宛

7) 問い合わせ先 ※ できるだけメールでお問い合わせ下さい。

全般：濱洲 英星(担当 審判部長) 090 8830 9196

終了証：益田 安志(事務局次長) 090 1349 1107

その他：宮崎不二男(事務局長) 090 2519 3127

県連メールアドレス karate.k@abelia.ocn.ne.jp → 担当者に自動転送

7) 振込先 郵便振替 <口座番号> 01930-8-16833

<加人者名> 熊本県空手道連盟(振込口座)

★送金期間は、4月1日(金)～10日(日)です。(年度会計処理の為、3月は不可)

9) その他

- ①個人の問い合わせはご遠慮ください。
各郡市連事務局長か、道場長の先生が問合せされますようにお願いします。個人単位では事務局が対応できません。ご協力お願い致します。
- ②個人の資格は個人管理されますようにお願いします。県連、全空連でも不明のことがあります。この時期に会員登録、資格等期限の確認をお願い致します。
- ③審判員の申込は、全空連会員登録済が条件です。県連会員登録はこの講習会申し込みと同時に可能です。保護者の方は無登録でも申し込めます。
- ④検温チェック表の提出をお願いします。
- ⑤下記に「一般社団法人熊本県空手道連盟規則」の一部を掲載しますので、ご理解ご協力を何卒宜しくお願い致します。

<一般社団法人 熊本県空手道連盟申し合わせ事項>

本連盟のより良い活動を保証するため、下記の申し合わせをする。会員は、申し合わせを忠実に守らなければならない。

・大会は、役員・審判・企画委員・補助員・開催地役員で運営される。本連盟所属の各団体(学校・道場)長は、上記何れかの役割を務め、大会運営に寄与することが望ましい。団体長には運営を担う意識と態度が求められ、試合運営上平等な立場に立つことも重要な要素である。その為監督・コーチ講習会を受講した道場代表者以外の指導者か保護者が各団体の監督・コーチを務めることを原則とする。

この申し合わせは令和4年4月1日より施行する。